

(3) その他の政治団体

区 分	年	提出義務 団体数	H30-H29	提出団体数	提出率	H30-H29
		(A)		(B)	(B) / (A)	
国会議員関係団体	30年	17	0	17	100.0%	0.0
	29年	17	—	17	100.0%	—
衆議院議員関係団体	30年	10	0	10	100.0%	0.0
	29年	10	—	10	100.0%	—
参議院議員関係団体	30年	7	0	7	100.0%	0.0
	29年	7	—	7	100.0%	—
知事関係団体	30年	3	1	3	100.0%	0.0
	29年	2	—	2	100.0%	—
県議会議員関係団体	30年	50	0	50	100.0%	0.0
	29年	50	—	50	100.0%	—
その他の団体	30年	484	2	453	93.6%	△ 2.5
	29年	482	—	463	96.1%	—
その他の政治団体 合 計	30年	554	3	523	94.4%	-2.2%
	29年	551	—	532	96.6%	—

(注) 上記提出義務団体数からは、原則として平成30年以前に政治資金規正法第17条第2項が適用された政治団体は除いている。

(注) 「その他の団体」とは、政党支部以外の政治団体のうち、H30年末時点で現職の衆議院議員、参議院議員、知事及び県議会議員関係団体を除いた政治団体であり、市町村長及び市町村議関係団体等が含まれる。